

## 加盟店支払日指定サービス(複数回/月)取扱加盟店規約

### 第一条(用語の定義)

- 『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』とは当社と加盟店間で別途締結の加盟店契約に定める売上債権にかかる売上データまたは売上集計票送付の締切日(以下「データ等送付締切日」といいます)及び加盟店への支払日を、加盟店の依頼に基づき、『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)申込書』で指定した締切日及び支払日に実施することをいいます。
- 『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』取扱加盟店とは、当社と加盟店契約を締結の加盟店のうち、本規約承認のうえ、当社に『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』の取扱を申込み、当社が取扱を承認した加盟店をいいます。
- 『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』における締切日とは、加盟店が『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)申込書』において締切日として指定した日をいいます。
- 『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』における支払日とは、加盟店が『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)申込書』において支払日として指定した日をいいます。ただし、支払日は、当該支払いに係る売上についての締切日の、少なくとも翌営業日以降とします。

### 第二条(本規約の適用)

- 『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』に加入することを希望する加盟店は、本規約に同意のうえ、当社指定の方法により申込みものとします。当社は、独自の審査基準に基づき、適当と認められた加盟店を『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』取扱加盟店とします。但し加入にあたっては、別途当社と当社所定の加盟店契約を締結していること、又は締結することを条件とします。また、当社が『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』取扱加盟店として適当と認めない場合でも、当社はその理由を開示しないものとします。
- 『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』取扱加盟店は、申込み時の届出事項に変更があったときは、当社指定の方法で当社に対してその変更内容を遅滞なく通知するものとします。
- 『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』取扱加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

### 第三条(支払方法)

- 『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』取扱加盟店から当社へのデータ等送付締切日及び当社から『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』取扱加盟店への支払方法は次の各号の通りとします。
  - 各信用販売における締切日及び支払日は、『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)申込書』で指定した締切日及び支払日とします。
  - 前号の支払は、各支払日における合計額から加盟店契約に定める手数料等を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が当社または金融機関の休業日の場合には、支払日が当月月末日の場合のみ前営業日とし、それ以外は翌営業日とします。但し、当社と別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。
  - 第1号の支払は、締切日までに当社に売上票が到着し、かつ当社の売上処理が完了した売上を対象とし、当該締切日までに売上処理が完了しなかった売上については、次回の締切日に対応する支払日に支払います。
- 以下のいずれかの事由が発生した場合には、前項の締切日及び支払日の定めに関わらず、支払いを保留することがあります。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。
  - 当社および金融機関、決済代行会社、決済ネットワーク等によるシステムメンテナンス、システム障害等が発生した場合。
  - 天災地変、戦争、内乱、暴動等の当社の責めに帰することができない事態が発生した場合。
  - その他、加盟店契約に基づき、当社が支払いを保留する合理的な事由があると判断した場合。

### 第四条(申込みと解約)

- 『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)』は、加盟店からの申込み後当社が『加盟店支払日指定サービス(複数回/月)申込書』を受付・承認日以降に到来するデータ等送付締切日より適用されるものとします。

2. 『加盟店支払日指定サービス(複数回／月)』の解約(通常振込サイクルの適用)については、当社が『加盟店支払日指定サービス(複数回／月)申込書』を受付・処理完了後、最初に到来する売上債権締切日より適用されるものとします。
3. 『加盟店支払日指定サービス(複数回／月)』の申込みにあたり、「加盟店インターネットサービス」および「加盟店売上WEB明細サービス」の申込みおよび登録を行うものとします。但し、当社と別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。

#### 第五条(契約期間)

1. 『加盟店支払日指定サービス(複数回／月)』取扱加盟店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対して予告することにより何らの損害賠償義務を負うことなく本契約を解約することができるものとします。加盟店契約または「加盟店インターネットサービス」もしくは「加盟店売上WEB明細サービス」が終了した場合には、本契約も当然に終了するものとします。
2. 当社は『加盟店支払日指定サービス(複数回／月)』取扱加盟店について以下のいずれかの事由が発生した場合、『加盟店支払日指定サービス(複数回／月)』取扱加盟店の資格を取消することができるものとします。この場合、当社は資格を取消した理由を開示しないものとします。
  - (1)登録申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
  - (2)加盟店契約または本規約に違反した場合。
  - (3)その他、当社が『加盟店支払日指定サービス(複数回／月)』取扱加盟店として不適当と判断した場合。

#### 第六条(本規約に定めのない事項)

本規約に定めのない事項で加盟店契約に定めのあるものは、加盟店契約に定める事項を適用します。

#### 第七条(規約の変更)

当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の本約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の本規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。